

所 管 局	事 務 名	根 拠 法 令	処理機関	標準処理 期間 (日)	経由機関 又は 受付機関	経由日数 (標準処理期 間内の日数)	区分	備 考
産業労働局 242	保安林内の立木の択伐届出の適 否審査	森林法第34条の2第1項	森林事務所、支庁	20			1	
産業労働局 243	森林組合の信託規程の承認	森林組合法第10条第1項	農林水産部森林課	20	森林事務所、支庁	3	1	
産業労働局 244	森林組合の信託規程の変更又は 廃止の承認	森林組合法第10条第3項	農林水産部森林課	20	森林事務所、支庁	3	1	
産業労働局 245	森林組合の林地処分事業実施規 程の承認	森林組合法第24条第1項	農林水産部森林課	20	森林事務所、支庁	3	1	
産業労働局 246	森林組合の林地処分事業実施規 程の変更又は廃止の承認	森林組合法第24条第3項	農林水産部森林課	20	森林事務所、支庁	3	1	
産業労働局 247	生産森林組合の定款変更の認可	森林組合法第100条第2項	農林水産部森林課	60	森林事務所、支庁	3	1	
産業労働局 248	生産森林組合の設立の認可	森林組合法第100条第3項	農林水産部森林課	60	森林事務所、支庁	3	1	
産業労働局 249	生産森林組合の合併等の認可	森林組合法第100条第4項	農林水産部森林課	60	森林事務所、支庁	3	1	
産業労働局 250	監査規程の承認	森林組合法第102条第1項	農林水産部森林課	20			1	
産業労働局 251	森林組合連合会の共済規程等の 承認	森林組合法第109条第1項	農林水産部森林課	20			1	
産業労働局 252	森林組合連合会の定款変更の認 可	森林組合法第109条第3項	農林水産部森林課	60			1	
産業労働局 253	森林組合連合会の設立の認可	森林組合法第109条第4項	農林水産部森林課	60			1	
産業労働局 254	森林組合連合会の解散の決議の 認可	森林組合法第109条第5項	農林水産部森林課	60			1	
産業労働局 255	林業経営改善計画の認定	林業経営基盤の強化等の促進のための資 金の融通等に関する暫定措置法第3条第3 項	農林水産部調整課	20	農林水産部森林 課、森林事務所、 支庁	3	1	
産業労働局 256	事業の経営改善に関する措置を 内容とする合理化計画の認定	林業経営基盤の強化等の促進のための資 金の融通等に関する暫定措置法第4条第1 項	農林水産部調整課	20	農林水産部森林 課、森林事務所、 支庁	3	1	
産業労働局 257	木材生産等の構造改善に関する 措置を内容とする合理化計画の 認定	林業経営基盤の強化等の促進のための資 金の融通等に関する暫定措置法第4条第2 項	農林水産部調整課	20	農林水産部森林 課、森林事務所、 支庁	3	1	
産業労働局 258	生産事業者の登録	林業種苗法第10条第3項	農林水産部森林課	7	森林事務所、支庁	3	1	

所 管 局	事 務 名	根 拠 法 令	処理機関	標準処理 期間 (日)	経由機関 又は 受付機関	経由日数 (標準処理期 間内の日数)	区分	備 考
産業労働局 259	生産事業者の登録証の書換及び再交付	林業種苗法第13条	農林水産部森林課、森林事務所、支庁	5			1	
産業労働局 260	指定採取源からの採取に係る種苗の証明	林業種苗法第20条第1項	農林水産部森林課、森林事務所、支庁	60			1	指定採取源の特定等に相当な日数を要する。
産業労働局 261	保安林の指定（大臣権限分を除く知事権限分のみ）	森林法施行規則第48条、森林法第25条の2	農林水産部森林課	120	農林水産部森林課、森林事務所、支庁	20	3	森林審議会への諮問及び告示に相当の日数を要する。
産業労働局 262	保安林の指定解除（大臣権限分を除く知事権限分のみ）	森林法施行規則第48条、森林法第26条の2	農林水産部森林課	120	農林水産部森林課、森林事務所、支庁	20	3	森林審議会への諮問及び告示に相当の日数を要する。
産業労働局 263	森林経営計画に関する数市町村にわたる事項の処理	森林法第19条第1項第1号	森林事務所、支庁	30	森林事務所、支庁	3	1	
産業労働局 264	保安林内の立木伐採の許可	森林法第34条第3項	森林事務所、支庁	30			1	
産業労働局 265	保安林内の間伐届出の適否審査	森林法第34条の3第1項	森林事務所、支庁	20			1	
産業労働局 266	保安林内の立木伐採の面積又は数量を縮減しての許可	森林法第34条第4項	森林事務所、支庁	30			1	
産業労働局 267	保安施設地区の立木伐採等の許可	森林法第44条	森林事務所、支庁	30			1	
産業労働局 268	第5条の検査等を行った証明書の交付	家畜伝染病予防法第8条	家畜保健衛生所	1			1	
産業労働局 269	第31条第1項の検査等を行った証明書の交付	家畜伝染病予防法第31条第2項	家畜保健衛生所	1			1	
産業労働局 270	家畜人工授精用精液の注入	東京都家畜保健衛生所条例第3条	家畜保健衛生所	1			3	
産業労働局 271	家畜診断・検査	東京都家畜保健衛生所条例第3条	家畜保健衛生所	1			3	
産業労働局 272	肥料の登録	肥料取締法第6条第1項	家畜保健衛生所	16			1	
産業労働局 273	肥料の更新登録	肥料取締法第12条第2項	家畜保健衛生所	5			1	
産業労働局 274	肥料登録証書換え交付・再交付	肥料取締法第13条	家畜保健衛生所	4			1	
産業労働局 275	飼料検定	東京都飼料検定条例第3条	家畜保健衛生所	15			2	
産業労働局 276	証明書の交付	東京都家畜保健衛生所条例第3条	家畜保健衛生所	2			3	

※「区分」1：法令を根拠とする許認可等窓口事務、2：条例等を根拠とする許認可等窓口事務、3：許認可等窓口事務以外の窓口事務

所 管 局	事 務 名	根 拠 法 令	処理機関	標準処理 期間 (日)	経由機関 又は 受付機関	経由日数 (標準処理期 間内の日数)	区分	備 考
産業労働局 277	手数料・使用料の減免申請	東京都家畜保健衛生所条例第5条第2項	家畜保健衛生所	3			3	
産業労働局 278	手数料の減免申請	東京都産業労働局関係手数料条例第4条	家畜保健衛生所	5			3	
産業労働局 279	手数料・使用料の還付申請	東京都家畜保健衛生所条例第5条第3項ただし書	家畜保健衛生所	14			3	
産業労働局 280	手数料の還付申請	東京都産業労働局関係手数料条例第5条ただし書	家畜保健衛生所	14			3	
産業労働局 281	人工授精用精液の注入	東京都農業関係試験等手数料条例施行規則第1条第2項	島しょ農林水産総合センター	1			3	三宅事業所のみ
産業労働局 282	シルバー人材センター連合の指定	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第44条第1項	雇用就業部就業推進課	30			1	
産業労働局 283	シルバー人材センターの指定	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第1項	雇用就業部就業推進課	30			1	
産業労働局 284	シルバー人材センターの名称等の変更	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第4項	雇用就業部就業推進課	30			1	
産業労働局 285	シルバー人材センターの指定の取消し	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第43条の3第1項	雇用就業部就業推進課	30			1	
産業労働局 286	シルバー人材センター連合の名称等の変更及び指定の取消し	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第45条	雇用就業部就業推進課	30			1	
産業労働局 287	就職しようとする遺児等の身元被保証人該当通知	遺児等の身元保証に関する条例施行規則第3条	雇用就業部就業推進課	5	労働相談情報センター所長及び各事務所長又は福祉施設の長	2	2	
産業労働局 288	職場適応訓練の実施決定	東京都職場適応訓練の実施に関する規則第7条第2項	雇用就業部就業推進課	30	公共職業安定所	15	2	
産業労働局 289	事業協同組合等の改善計画の認定	中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第4条第3項	雇用就業部労働環境課	60			1	
産業労働局 290	事業協同組合等の改善計画の変更認定	中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第5条第3項	雇用就業部労働環境課	60			1	
産業労働局 291	事業主の改善計画の認定	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第8条第3項	雇用就業部労働環境課	14			1	
産業労働局 292	事業主の改善計画の変更認定	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第9条第3項	雇用就業部労働環境課	10			1	
産業労働局 293	職業訓練法人の設立の認可	職業能力開発促進法第35条第1項	雇用就業部能力開発課	15	職業能力開発センター及び各校	10	1	

所 管 局	事 務 名	根 拠 法 令	処理機関	標準処理 期間 (日)	経由機関 又は 受付機関	経由日数 (標準処理期 間内の日数)	区分	備 考
産業労働局 294	職業訓練法人の残余財産の帰属の認可	職業能力開発促進法第42条第2項、第3項	雇用就業部能力開発課	12	職業能力開発センター及び各校	8	1	
産業労働局 295	職業訓練法人の解散の認可	職業能力開発促進法第40条第2項	雇用就業部能力開発課	12	職業能力開発センター及び各校	8	1	
産業労働局 296	指導員訓練の認定	職業能力開発促進法第27条の2第2項	雇用就業部能力開発課	12	職業能力開発センター及び各校	8	1	
産業労働局 297	職業訓練指導員試験	職業能力開発促進法第30条第1項	雇用就業部能力開発課	1			1	受験申請書受付から受験票交付まで
産業労働局 298	指導員試験の免除	職業能力開発促進法第30条第5項	雇用就業部能力開発課	1			1	受験申請書受付から受験票交付まで
産業労働局 299	職業訓練法人の定款・寄附行為の変更の認可	職業能力開発促進法第39条第1項	雇用就業部能力開発課	8	職業能力開発センター及び各校	4	1	
産業労働局 300	職業訓練施設の設置の承認	職業能力開発促進法施行規則第35条第1項	雇用就業部能力開発課	15	職業能力開発センター及び各校	10	1	
産業労働局 301	事業主等の行う職業訓練認定	職業能力開発促進法第24条第1項	雇用就業部能力開発課	12	職業能力開発センター及び各校	8	1	
産業労働局 302	職業訓練指導員免許証の交付	職業能力開発促進法第28条第3項	雇用就業部能力開発課	10			1	
産業労働局 303	技能検定合格証書の再交付	職業能力開発促進法施行規則第69条第1項	雇用就業部能力開発課	10			1	
産業労働局 304	職業訓練指導員免許証の再交付	職業能力開発促進法施行規則第42条第1項	雇用就業部能力開発課	10			1	
産業労働局 305	事業内職業訓練事業補助金交付の決定	東京都事業内職業訓練事業補助金交付規程第5条	雇用就業部能力開発課	50	職業能力開発センター及び各校	10	3	
産業労働局 306	技能照査証明	職業能力開発促進法施行規則第35条の3第2項	雇用就業部能力開発課	7			1	
産業労働局 307	東京都職業能力開発協会の設立認可	職業能力開発促進法第90条	雇用就業部能力開発課	30			1	
産業労働局 308	資料等の使用承認	東京都労働資料センター条例第4条第1項	労働資料センター	1			2	
産業労働局 309	労政会館の使用承認	東京都労政会館設置及び管理に関する条例第7条第1項	労働相談情報センター大崎、国分寺、八王子各事務所	1			2	電子申請で受ける場合は使用料徴収確認後速やかに手続きする。
産業労働局 310	労政会館の使用変更承認	東京都労政会館設置及び管理に関する条例施行規則第8条第3項	労働相談情報センター大崎、国分寺、八王子各事務所	1			2	
産業労働局 311	労政会館の使用料減免	東京都労政会館設置及び管理に関する条例施行規則第5条第3項	労働相談情報センター大崎、国分寺、八王子各事務所	1			2	

※「区分」1：法令を根拠とする許認可等窓口事務、2：条例等を根拠とする許認可等窓口事務、3：許認可等窓口事務以外の窓口事務

所 管 局	事 務 名	根 拠 法 令	処理機関	標準処理 期間 (日)	経由機関 又は 受付機関	経由日数 (標準処理期 間内の日数)	区分	備 考
産業労働局 312	中小企業退職金共済制度に関する証明(中小企業者であることの証明)	中小企業退職金共済法施行規則第4条第2項	労働相談情報センター及び各事務所	25			3	
産業労働局 313	中小企業退職金共済制度に関する証明(不正受給者に対する解約手当金に係る証明)	中小企業退職金共済法施行規則第26条第2項	労働相談情報センター及び各事務所	25			3	
産業労働局 314	中小企業退職金共済制度に関する証明(小規模事業主であることの証明)	中小企業退職金共済法施行規則第51条第1項	労働相談情報センター及び各事務所	25			3	
産業労働局 315	中小企業退職金共済制度に関する証明(再び中小企業者になったことの証明)	中小企業退職金共済法施行規則第71条	労働相談情報センター及び各事務所	25			3	
産業労働局 316	特定業種退職金共済制度に関する証明(中小企業者であることの証明)	中小企業退職金共済法施行規則第74条第3項	労働相談情報センター及び各事務所	25			3	
産業労働局 317	特定業種退職金共済制度に関する証明(退職金支給事由に該当することの証明)	中小企業退職金共済法施行規則第83条第1項	労働相談情報センター及び各事務所	25			3	
産業労働局 318	特定業種退職金共済制度に関する証明(再び中小企業者になったことの証明)	中小企業退職金共済法施行規則第103条第3項	労働相談情報センター及び各事務所	25			3	
産業労働局 319	特定業種退職金共済制度に関する証明(従前の積み立て事業についての積立金額及び積み立て期間の証明)	中小企業退職金共済法施行規則第106条第2項第2号及び第3号	労働相談情報センター及び各事務所	25			3	
産業労働局 320	提供施設等の使用の承認	東京都しごとセンター条例第5条第1項	雇用就業部就業推進課	1	指定管理者		2	
産業労働局 321	専門業務施設の使用の承認	東京都しごとセンター条例第6条第1項	雇用就業部就業推進課	8			2	
産業労働局 322	提供施設等の使用料の減額及び免除	東京都しごとセンター条例第13条	雇用就業部就業推進課	1	指定管理者		2	
産業労働局 323	職業能力開発センター及び各校の入校の許可	東京都立職業能力開発センター条例第7条第2項	職業能力開発センター及び各校	50	公共職業安定所	15	2	
産業労働局 324	職業能力開発センター及び各校の施設の使用承認	東京都立職業能力開発センター条例第12条第1項	職業能力開発センター及び各校	5			2	
産業労働局 325	能力向上訓練の受講内定者の決定	能力向上訓練実施要領第5の3	職業能力開発センター及び各校	15			3	

所 管 局	事 務 名	根 拠 法 令	処理機関	標準処理 期間 (日)	経由機関 又は 受付機関	経由日数 (標準処理期 間内の日数)	区分	備 考
中央卸売市場 1	廃棄物処理事業に対する負担金の交付	東京都中央卸売市場廃棄物処理事業に対する負担金の交付要綱	管理部市場政策課	6	各市場		3	
中央卸売市場 2	木製パレット廃棄物処理事業に対する負担金の交付	東京都中央卸売市場木製パレット廃棄物処理事業に対する負担金の交付要綱	管理部市場政策課	6	各市場		3	
中央卸売市場 3	発泡廃棄物処理事業に対する負担金の交付	東京都中央卸売市場発泡廃棄物処理事業に対する負担金の交付要綱	管理部市場政策課	6	各市場		3	
中央卸売市場 4	廃棄物処理設備等の整備事業に係る補助金の交付	東京都中央卸売市場廃棄物処理設備等整備事業費補助金交付要綱	管理部市場政策課	14	各市場		3	
中央卸売市場 5	小型特殊自動車等の電動化推進に係る補助金の交付	東京都中央卸売市場小型特殊自動車等の電動化推進に係る補助金交付要綱	管理部市場政策課	14	各市場		3	
中央卸売市場 6	地方卸売市場の開設の許可	東京都地方卸売市場条例第4条	事業部業務課	25			2	
中央卸売市場 7	地方卸売市場の卸売業務の許可	東京都地方卸売市場条例第7条	事業部業務課	25			2	開設者と卸売業者が異なるときは開設者を經由
中央卸売市場 8	地方卸売市場の廃止の許可	東京都地方卸売市場条例第6条	事業部業務課	25			2	
中央卸売市場 9	地方卸売市場の業務規程変更の承認	東京都地方卸売市場条例第21条	事業部業務課	7			2	開設者と卸売業者が異なるときは開設者を經由
中央卸売市場 10	地方卸売市場の開設者又は卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割の認可	東京都地方卸売市場条例第12条	事業部業務課	25			2	開設者と卸売業者が異なるときは開設者を經由
中央卸売市場 11	地方卸売市場の名称の変更等の届出	東京都地方卸売市場条例第22条	事業部業務課	5			2	
中央卸売市場 12	地方卸売市場管理衛生費補助金交付	東京都地方卸売市場条例第29条	事業部業務課	20			3	
中央卸売市場 13	地方卸売市場施設整備事業費補助金交付	東京都地方卸売市場条例第29条	事業部業務課	25			3	
中央卸売市場 14	地方卸売市場地域貢献事業補助金交付	東京都地方卸売市場条例第29条	事業部業務課	7			3	
中央卸売市場 15	せり人の登録に係る能力判定試験	東京都中央卸売市場条例第15条第5項	事業部業務課	40	各市場		2	試験の採点に日数を要する。
中央卸売市場 16	経営活性化支援事業補助金交付	経営活性化支援事業補助金交付要綱	事業部業務課	25	各市場		3	
中央卸売市場 17	豊洲新市場移転対策事業調査委託補助金交付	豊洲新市場移転対策事業調査委託補助金交付要綱	事業部業務課	20			3	

※「区分」1:法令を根拠とする許認可等窓口事務、2:条例等を根拠とする許認可等窓口事務、3:許認可等窓口事務以外の窓口事務

所 管 局	事 務 名	根 拠 法 令	処理機関	標準処理 期間 (日)	経由機関 又は 受付機関	経由日数 (標準処理期 間内の日数)	区分	備 考
中央卸売市場 18	環境負荷低減・省エネルギー等対応設備導入補助金交付	環境負荷低減・省エネルギー等対応設備導入補助金交付要綱	事業部業務課	35			3	
中央卸売市場 19	仲卸業務の許可	東京都中央卸売市場条例第 24 条	各市場	30			2	新規開設市場については、事業部業務課で処理
中央卸売市場 20	売買参加者の承認	東京都中央卸売市場条例第 34 条	各市場	30			2	水産物部については50日
中央卸売市場 21	売買参加者の承認の有効期間の更新	東京都中央卸売市場条例第 34 条の 2	各市場	10			2	
中央卸売市場 22	受託契約約款の承認（変更）	東京都中央卸売市場条例第 69 条	各市場	7			2	
中央卸売市場 23	せり人の登録	東京都中央卸売市場条例第 15 条	各市場	8			2	
中央卸売市場 24	せり人登録の更新	東京都中央卸売市場条例第 17 条	各市場	11			2	
中央卸売市場 25	せり売以外の方法による販売担当者の届出	東京都中央卸売市場条例第 21 条	各市場	3			2	
中央卸売市場 26	卸売業務代行の承認	東京都中央卸売市場条例第 22 条	各市場	7			2	
中央卸売市場 27	仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割の認可	東京都中央卸売市場条例第 29 条	各市場	40			2	
中央卸売市場 28	名称変更等の届出	東京都中央卸売市場条例第 32 条	各市場	17			2	
中央卸売市場 29	事業報告書の提出	東京都中央卸売市場条例第 33 条	各市場	3			2	
中央卸売市場 30	仲卸業務の相続の認可	東京都中央卸売市場条例第 30 条	各市場	30			2	
中央卸売市場 31	関連事業者の業務の許可	東京都中央卸売市場条例第 38 条	各市場	25			2	新規開設市場については、事業部業務課で処理
中央卸売市場 32	相対取引の承認	東京都中央卸売市場条例第 49 条	各市場	1			2	
中央卸売市場 33	販売条件の変更承認	東京都中央卸売市場条例第 53 条	各市場	1			2	
中央卸売市場 34	卸売業者による開設区域内での市場外販売についての承認（変更）	東京都中央卸売市場条例第 55 条	各市場	30			2	取引委員会審議、調査後から30日
中央卸売市場 35	仲卸業者による開設区域内での市場外販売についての承認（変更）	東京都中央卸売市場条例第 74 条	各市場	30			2	取引委員会審議、調査後から30日

所 管 局	事 務 名	根 拠 法 令	処理機関	標準処理 期間 (日)	経由機関 又は 受付機関	経由日数 (標準処理期 間内の日数)	区分	備 考
中央卸売市場 36	委託者の指図を受けた物品の搬出確認	東京都中央卸売市場条例第 57 条	各市場	1			2	
中央卸売市場 37	せり売開始時刻前の卸売許可	東京都中央卸売市場条例第 58 条	各市場	17			2	
中央卸売市場 38	予約相対取引の承認	東京都中央卸売市場条例第 59 条の 2	各市場	3			2	
中央卸売市場 39	仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売許可	東京都中央卸売市場条例第 60 条	各市場	1			2	
中央卸売市場 40	卸売業者に係る市場間連携の承認(変更)	東京都中央卸売市場条例第 60 条	各市場	30			2	取引委員会審議、調査後から30日
中央卸売市場 41	卸売業者に係る業者間連携の承認(変更)	東京都中央卸売市場条例第 60 条	各市場	30			2	
中央卸売市場 42	仲卸業者に係る業者間連携の承認(変更)	東京都中央卸売市場条例第 73 条	各市場	30			2	
中央卸売市場 43	市場外にある物品の保管場所の指定	東京都中央卸売市場条例第 66 条	各市場	7			2	
中央卸売市場 44	卸売業者による電子情報処理組織を使用する取引方法についての承認(変更)	東京都中央卸売市場条例第 66 条	各市場	30			2	取引委員会審議、調査後から30日
中央卸売市場 45	委託物品の検収に係る検査証明	東京都中央卸売市場条例第 70 条第 2 項	各市場	3			2	
中央卸売市場 46	電子商取引物品の検収に係る検査証明	東京都中央卸売市場条例第 70 条第 3 項	各市場	3			2	
中央卸売市場 47	卸売代金の変更に係る検査証明	東京都中央卸売市場条例第 86 条、東京都中央卸売市場条例施行規則第 67 条	各市場	3			2	
中央卸売市場 48	卸売業者以外の者からの買入許可	東京都中央卸売市場条例第 73 条	各市場	3			2	
中央卸売市場 49	卸売予定数量等の報告	東京都中央卸売市場条例第 77 条	各市場	1			2	
中央卸売市場 50	出荷奨励金の交付承認	東京都中央卸売市場条例第 84 条	各市場	15			2	
中央卸売市場 51	支払猶予の特約承認	東京都中央卸売市場条例第 85 条	各市場	15			2	
中央卸売市場 52	完納奨励金の交付承認	東京都中央卸売市場条例第 87 条	各市場	15			2	
中央卸売市場 53	市場施設の使用指定	東京都中央卸売市場条例第 88 条第 1 項	各市場	10			2	新規開設市場については、管理部財務課で処理

※「区分」1:法令を根拠とする許認可等窓口事務、2:条例等を根拠とする許認可等窓口事務、3:許認可等窓口事務以外の窓口事務

所 管 局	事 務 名	根 拠 法 令	処理機関	標準処理 期間 (日)	経由機関 又は 受付機関	経由日数 (標準処理期 間内の日数)	区分	備 考
中央卸売市場 54	市場施設の使用許可	東京都中央卸売市場条例第 88 条第 2 項	各市場	10			2	新規開設市場については、管理部財務課で処理
中央卸売市場 55	市場施設の転貸等承認	東京都中央卸売市場条例第 89 条第 1 項	各市場	15			2	
中央卸売市場 56	市場施設の用途外使用承認	東京都中央卸売市場条例第 89 条第 2 項	各市場	15			2	
中央卸売市場 57	建築造作等承認	東京都中央卸売市場条例第 90 条第 1 項	各市場	10			2	
中央卸売市場 58	市場施設の返還猶予の承認	東京都中央卸売市場条例第 91 条	各市場	7			2	
中央卸売市場 59	市場使用料の減免	東京都中央卸売市場条例第 95 条	各市場	15			2	
中央卸売市場 60	市場施設の使用承認	東京都中央卸売市場条例第 98 条第 1 項	各市場	7			2	
中央卸売市場 61	使用指定又は許可をしている市場施設の使用承認	東京都中央卸売市場条例第 99 条	各市場	7			2	
中央卸売市場 62	市場関係業者の業務許可等の証明		各市場	2			3	
中央卸売市場 63	入場車両登録証発行	東京都中央卸売市場自動車等登録要綱	各市場	7			3	
中央卸売市場 64	市場見学		各市場	1			3	
中央卸売市場 65	せり人の記章・登録証交付・再交付	東京都中央卸売市場条例第 15 条第 3 項	各市場	3			3	
中央卸売市場 66	売買参加者参加章・同補助章交付、再交付	東京都中央卸売市場条例施行規則第 13 条、第 23 条	各市場	15			3	
中央卸売市場 67	販売原票副本提出	東京都中央卸売市場条例施行規則第 50 条第 1 項	各市場	1			3	
中央卸売市場 68	指値その他の条件の届出	東京都中央卸売市場条例第 52 条第 1 項	各市場	1			3	
中央卸売市場 69	買付の結果報告	条例及び規則に基づく申請書等の取扱要領	各市場	1			3	
中央卸売市場 70	物品の品質管理の方法に関する届出	東京都中央卸売市場条例施行規則第 67 条の 2	各市場	1			2	
中央卸売市場 71	安全・品質管理者の届出	東京都中央卸売市場「安全・品質管理者」設置要綱	事業部業務課	2	各市場	1	3	
中央卸売市場 72	市場施設の返還届出	東京都中央卸売市場条例施行規則第 70 条	各市場	7			3	

所 管 局	事 務 名	根 拠 法 令	処理機関	標準処理 期間 (日)	経由機関 又は 受付機関	経由日数 (標準処理期 間内の日数)	区分	備 考
中央卸売市場 73	通過物の届出	東京都中央卸売市場条例施行規則第74条	各市場	1			2	
中央卸売市場 74	行政財産の目的外使用許可	地方自治法第238条の4第4項、東京都公有財産規則第29条の2	各市場	90	管理部財務課、財務局財産運用部		1	
中央卸売市場 75	市場用地の貸付制度による土地の貸付決定	東京都中央卸売市場用地の貸付に関する規則	各市場	35	管理部財務課		2	
中央卸売市場 76	と場施設の使用承認	東京都立芝浦屠場条例第2条	食肉市場	1			2	
中央卸売市場 77	と場施設の使用料の減免	東京都立芝浦屠場条例第3条第2項	食肉市場	1			2	
中央卸売市場 78	と場施設使用料後納の承認	東京都立芝浦屠場条例第5条	食肉市場	1			2	
中央卸売市場 79	事故救済基金に対する負担金の交付	事故救済基金負担金の交付要綱	食肉市場	7			3	
建設局 1	建設機械打刻（検認）証明	建設機械抵当法第4条第3項	総務部用度課	5			1	
建設局 2	土地境界確認・確定申出に伴う協議	建設局所管公有地境界確認・確定事務取扱要綱第4条	建設事務所	66			3	
建設局 3	土地境界図等証明・閲覧	建設局所管公有地境界確認・確定事務取扱要綱第25条	建設事務所	1			3	
建設局 4	移転資金貸付	公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例第5条	用地部管理課	26			3	
建設局 5	移転資金貸付残高証明	租税特別措置法第41条	用地部管理課	1			3	
建設局 6	緩衝建築物の建築等に要する費用の負担	幹線道路の沿道の整備に関する法律第12条第1項	道路管理部管理課	70			1	対象物件の審査及び工事完了確認等の結果が費用負担の条件
建設局 7	防音構造化の促進（騒音調査）	幹線道路の沿道の整備に関する法律第13条第1項	道路管理部管理課	60	区	10	1	対象範囲の審査及び建物調査等の結果が助成申請の条件
建設局 8	防音構造化の促進（防音工事助成）	幹線道路の沿道の整備に関する法律第13条第1項	道路管理部管理課	85	区	10	1	助成額の審査、契約、工事完了確認等の結果が助成の条件
建設局 9	路外駐車場の設置に係る届出	駐車場法第12条	道路管理部管理課	20	警視庁	11	1	警視庁における駐車場出入口の安全協議（現地立入検査を含む。）に相当の日数を要する。

※「区分」1：法令を根拠とする許認可等窓口事務、2：条例等を根拠とする許認可等窓口事務、3：許認可等窓口事務以外の窓口事務

所 管 局	事 務 名	根 拠 法 令	処理機関	標準処理 期間 (日)	経由機関 又は 受付機関	経由日数 (標準処理期 間内の日数)	区分	備 考
建設局 10	特定路外駐車場の設置に係る届出	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項、第2項	道路管理部管理課	4			1	
建設局 11	道路区域証明	道路法第18条、第28条	建設事務所、支庁	38			3	資料調査、現地調査及び証明発行
建設局 12	道路幅員証明	道路法第18条、第28条	建設事務所、支庁	1			3	
建設局 13	道路管理者以外の者の行う工事の承認	道路法第24条	建設事務所、支庁	18			1	
建設局 14	道路占用許可	道路法第32条第1項、第3項	道路管理部監察指導課	27	建設事務所	5	1	
建設局 15	道路占用許可（所長委任規則等に係るもの）	道路法第32条第1項、第3項	建設事務所、支庁	18			1	
建設局 16	特殊車両通行許可	道路法第47条の2	道路管理部路政課	19			1	ただし、他道路管理者への協議が不要な場合に限る。
建設局 17	特殊車両通行認定	道路法第47条の2	建設事務所、支所	12			1	
建設局 18	道路予定地における占用許可	道路法第91条第2項	道路管理部監察指導課	27	建設事務所	5	1	
建設局 19	道路予定地における占用許可（所長委任規則等に係るもの）	道路法第91条第2項	建設事務所、支庁	18			1	
建設局 20	占用料の減免	東京都道路占用料等徴収条例第3条	道路管理部監察指導課	27			2	
建設局 21	占用料の減免（所長委任規則等に係るもの）	東京都道路占用料等徴収条例第3条	建設事務所、支庁	18			2	
建設局 22	公園施設の設置・管理許可及びその変更許可	都市公園法第5条第1項	公園緑地部公園課	35	公園緑地事務所、支庁	17	1	
建設局 23	公園施設の設置・管理許可の更新	都市公園法第5条第1項	公園緑地事務所、支庁	18			1	
建設局 24	公園の占用許可	都市公園法第6条第1項	公園緑地部公園課	40	公園緑地事務所、支庁	20	1	
建設局 25	公園の占用許可（所長委任規則等に係るもの）	都市公園法第6条第1項	公園緑地事務所、支庁	20			1	
建設局 26	公園の占用許可の変更許可	都市公園法第6条第3項	公園緑地部公園課	40	公園緑地事務所、支庁	20	1	
建設局 27	公園の占用許可の変更許可（所長委任規則等に係るもの）	都市公園法第6条第3項	公園緑地事務所、支庁	20			1	

所 管 局	事 務 名	根 拠 法 令	処理機関	標準処理 期間 (日)	経由機関 又は 受付機関	経由日数 (標準処理期 間内の日数)	区分	備 考
建設局 28	公園予定地における公園施設の 設置・管理許可及びその変更許可	都市公園法第33条第4項	公園緑地部公園課	35	公園緑地事務所、 支庁	17	1	
建設局 29	公園予定地における公園施設の 設置・管理許可の更新	都市公園法第33条第4項	公園緑地事務所、支庁	18			1	
建設局 30	公園予定地における占用許可及 びその変更許可	都市公園法第33条第4項	公園緑地部公園課	40	公園緑地事務所、 支庁	20	1	
建設局 31	公園予定地における占用許可及 びその変更許可（所長委任規則等 に係るもの）	都市公園法第33条第4項	公園緑地事務所、支庁	20			1	
建設局 32	公園施設の設置又は管理の休止	東京都立公園条例第10条第1項	公園緑地事務所、支庁	14			2	
建設局 33	物件を設けない占用許可	東京都立公園条例第13条第1項	公園緑地事務所、支庁	27	公園管理所、指定 管理者	14	2	
建設局 34	公園予定地における公園施設の 設置又は管理の休止	東京都立公園条例第25条の2第1項	公園緑地事務所、支庁	27			2	
建設局 35	公園予定地における物件を設け ない占用許可	東京都立公園条例第25条の2第1項	公園緑地事務所、支庁	27	公園管理所	14	2	
建設局 36	収蔵・埋蔵証明	墓地、埋葬等に関する法律施行規則第5条 第1項	公園緑地部公園課	1	指定管理者	1	1	
建設局 37	埋蔵施設使用許可	東京都霊園条例第5条第1項	公園緑地部公園課	50	指定管理者	35	2	使用者を公募により決 定しているため
建設局 38	長期収蔵施設使用許可	東京都霊園条例第5条第1項	公園緑地部公園課	50	指定管理者	35	2	使用者を公募により決 定しているため
建設局 39	短期収蔵施設使用許可	東京都霊園条例第5条第1項	公園緑地部公園課	24	指定管理者	7	2	
建設局 40	一時収蔵施設使用許可	東京都霊園条例第5条第1項	公園緑地部公園課	2	指定管理者	1	2	
建設局 41	式場使用許可	東京都霊園条例第5条第1項	公園緑地部公園課	1	指定管理者	1	2	
建設局 42	使用許可証の再交付	東京都霊園条例第10条第2項	公園緑地部公園課	25	指定管理者	15	2	
建設局 43	短期収蔵施設の使用の更新	東京都霊園条例第18条	公園緑地部公園課	24	指定管理者	7	2	
建設局 44	一時収蔵施設の使用の更新	東京都霊園条例第18条	公園緑地部公園課	2	指定管理者	1	2	
建設局 45	使用者の地位の承継承認	東京都霊園条例第19条第1項	公園緑地部公園課	44	指定管理者	15	2	

※「区分」1：法令を根拠とする許認可等窓口事務、2：条例等を根拠とする許認可等窓口事務、3：許認可等窓口事務以外の窓口事務

所 管 局	事 務 名	根 拠 法 令	処理機関	標準処理 期間 (日)	経由機関 又は 受付機関	経由日数 (標準処理期 間内の日数)	区分	備 考
建設局 46	埋蔵施設使用者募集	東京都霊園条例第5条第1項	公園緑地部公園課	48	指定管理者	35	2	
建設局 47	長期収蔵施設使用者募集	東京都霊園条例第5条第1項	公園緑地部公園課	48	指定管理者	35	2	
建設局 48	土地の使用許可	東京都霊園条例第23条第1項	公園緑地部公園課	1	指定管理者	1	2	
建設局 49	葬儀所の使用承認（青山葬儀所に 限る。）	東京都葬儀所条例第1条の3	公園緑地部公園課	1	指定管理者	1	2	
建設局 50	葬儀所の使用承認（瑞江葬儀所に 限る。）	東京都葬儀所条例第1条の3	公園緑地部公園課	1	指定管理者	1	2	
建設局 51	河川管理者以外の者の施行する 工事等	河川法第20条	河川部指導調整課	60	建設事務所	36	1	複数の許可等を同時に 申請するため
建設局 52	河川管理者以外の者の施行する 工事等（所長委任規則に係るもの であって、特別区の区長が管理す る河川におけるもの）	河川法第20条	建設事務所	35			1	区長への意見照会
建設局 53	河川管理者以外の者の施行する 工事等（所長委任規則に係るもの）	河川法第20条	建設事務所	19			1	
建設局 54	流水の占用の許可	河川法第23条	河川部指導調整課	60	建設事務所	36	1	複数の許可等を同時に 申請するため
建設局 55	流水の占用の許可（所長委任規則 に係るものであって、特別区の区 長が管理する河川におけるもの）	河川法第23条	建設事務所	35			1	区長への意見照会
建設局 56	流水の占用の許可（所長委任規則 に係るもの）	河川法第23条	建設事務所	19			1	
建設局 57	土地の占用の許可	河川法第24条	河川部指導調整課	60	建設事務所	36	1	複数の許可等を同時に 申請するため
建設局 58	土地の占用の許可（所長委任規則 に係るものであって、特別区の区 長が管理する河川におけるもの）	河川法第24条	建設事務所	35			1	区長への意見照会
建設局 59	土地の占用の許可（所長委任規則 に係るもの）	河川法第24条	建設事務所	19			1	
建設局 60	土石等の採取の許可	河川法第25条	河川部指導調整課	60	建設事務所	36	1	複数の許可等を同時に 申請するため

所 管 局	事 務 名	根 拠 法 令	処理機関	標準処理 期間 (日)	経由機関 又は 受付機関	経由日数 (標準処理期 間内の日数)	区分	備 考
建設局 61	土石等の採取の許可(所長委任規則に係るものであって、特別区の区長が管理する河川におけるもの)	河川法第25条	建設事務所	35			1	区長への意見照会
建設局 62	土石等の採取の許可(所長委任規則に係るもの)	河川法第25条	建設事務所	19			1	
建設局 63	工作物の新築等の許可	河川法第26条第1項	河川部指導調整課	60	建設事務所	36	1	複数の許可等を同時に申請するため
建設局 64	工作物の新築等の許可(所長委任規則に係るものであって、特別区の区長が管理する河川におけるもの)	河川法第26条第1項	建設事務所	35			1	区長への意見照会
建設局 65	工作物の新築等の許可(所長委任規則に係るもの)	河川法第26条第1項	建設事務所	19			1	
建設局 66	土地の掘削等の許可	河川法第27条第1項	河川部指導調整課	60	建設事務所	36	1	複数の許可等を同時に申請するため
建設局 67	土地の掘削等の許可(所長委任規則に係るものであって、特別区の区長が管理する河川におけるもの)	河川法第27条第1項	建設事務所	35			1	区長への意見照会
建設局 68	土地の掘削等の許可(所長委任規則に係るもの)	河川法第27条第1項	建設事務所	19			1	
建設局 69	竹木の流送等の禁止、制限又は許可	河川法第28条	河川部指導調整課	45	建設事務所	29	1	
建設局 70	竹木の流送等の禁止、制限又は許可(所長委任規則に係るものであって、特別区の区長が管理する河川におけるもの)	河川法第28条	建設事務所	29			1	区長への意見照会
建設局 71	竹木の流送等の禁止、制限又は許可(所長委任規則に係るもの)	河川法第28条	建設事務所	14			1	
建設局 72	河川の流水等について河川管理上支障を及ぼす行為の禁止、制限又は許可	河川法第29条第1項	河川部指導調整課	45	建設事務所	29	1	
建設局 73	河川の流水等について河川管理上支障を及ぼす行為の禁止、制限又は許可(所長委任規則に係るものであって、特別区の区長が管理する河川におけるもの)	河川法第29条第1項	建設事務所	29			1	区長への意見照会

※「区分」1:法令を根拠とする許認可等窓口事務、2:条例等を根拠とする許認可等窓口事務、3:許認可等窓口事務以外の窓口事務

所 管 局	事 務 名	根 拠 法 令	処理機関	標準処理 期間 (日)	経由機関 又は 受付機関	経由日数 (標準処理期 間内の日数)	区分	備 考
建設局 74	河川の流水等について河川管理 上支障を及ぼす行為の禁止、制限 又は許可（所長委任規則に係るも の）	河川法第 29 条第 1 項	建設事務所	14			1	
建設局 75	河川の流水等について河川管理 上支障を及ぼす行為の禁止、制限 又は許可（二級河川）	河川法第 29 条第 2 項	河川部指導調整課	45	建設事務所	29	1	
建設局 76	河川の流水等について河川管理 上支障を及ぼす行為の禁止、制限 又は許可（二級河川）（所長委任 規則に係るものであって、特別区 の区長が管理する河川における もの）	河川法第 29 条第 2 項	建設事務所	29			1	区長への意見照会
建設局 77	河川の流水等について河川管理 上支障を及ぼす行為の禁止、制限 又は許可（二級河川）（所長委任 規則に係るもの）	河川法第 29 条第 2 項	建設事務所	14			1	
建設局 78	許可工作物の使用制限	河川法第 30 条第 1 項	建設事務所	19			1	
建設局 79	許可工作物の使用制限（承認）	河川法第 30 条第 2 項	建設事務所	19			1	
建設局 80	権利の譲渡	河川法第 34 条第 1 項	河川部指導調整課	35	建設事務所	25	1	
建設局 81	権利の譲渡（所長委任規則に係る ものであって、特別区の区長が管 理する河川におけるもの）	河川法第 34 条第 1 項	建設事務所	28			1	区長への意見照会
建設局 82	権利の譲渡（所長委任規則に係る もの）	河川法第 34 条第 1 項	建設事務所	13			1	
建設局 83	河川保全区域における行為の制 限	河川法第 55 条第 1 項	河川部指導調整課	60	建設事務所	36	1	複数の許可等を同時に 申請するため
建設局 84	河川保全区域における行為の制 限（所長委任規則に係るものであ って、特別区の区長が管理する河 川におけるもの）	河川法第 55 条第 1 項	建設事務所	35			1	区長への意見照会
建設局 85	河川保全区域における行為の制 限（所長委任規則に係るもの）	河川法第 55 条第 1 項	建設事務所	19			1	
建設局 86	河川予定地における行為の制限	河川法第 57 条第 1 項	河川部指導調整課	45	建設事務所	29	1	

所 管 局	事 務 名	根 拠 法 令	処理機関	標準処理 期間 (日)	経由機関 又は 受付機関	経由日数 (標準処理期 間内の日数)	区分	備 考
建設局 87	河川予定地における行為の制限 (所長委任規則に係るもの)	河川法第 57 条第 1 項	建設事務所	14			1	
建設局 88	砂利採取計画の認可	砂利採取法第 16 条	河川部指導調整課	45	建設事務所	19	1	
建設局 89	砂利採取計画変更の認可等	砂利採取法第 20 条第 1 項	河川部指導調整課	45	建設事務所	19	1	
建設局 90	砂防指定地内における行為又は 砂防設備の占用の許可	東京都砂防指定地等管理条例第 4 条、第 5 条	建設事務所、支庁	19			2	
建設局 91	砂防指定地内における行為又は 砂防設備の占用の変更許可	東京都砂防指定地等管理条例第 9 条	建設事務所、支庁	19			2	
建設局 92	砂防指定地内における行為又は 砂防設備の占用の権利の譲渡	東京都砂防指定地等管理条例第 19 条	建設事務所、支庁	14			2	
建設局 93	砂防設備の占用に係る占用料の 減免の申請	東京都砂防指定地等管理条例第 16 条、東 京都砂防指定地等管理条例施行規則第 10 条	建設事務所、支庁	19			2	砂防設備の占用の許可 申請と同時に行う。
建設局 94	急傾斜地崩壊危険区域内におけ る行為の許可	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関す る法律第 7 条第 1 項	河川部指導調整課	19	建設事務所	9	1	
建設局 95	急傾斜地崩壊危険区域内におけ る行為の許可	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関す る法律第 7 条第 1 項	支庁	9			1	
建設局 96	地すべり防止区域内における行 為の許可	地すべり等防止法第 18 条第 1 項	河川部指導調整課	27	建設事務所、支庁	14	1	
建設局 97	海岸保全区域における占用の許 可	海岸法第 7 条第 1 項	河川部指導調整課	27	支庁	14	1	
建設局 98	海岸保全区域における占用の許 可	海岸法第 7 条第 1 項	支庁	14			1	
建設局 99	一般公共海岸における占用の許 可	海岸法第 37 条の 4	河川部指導調整課	27	支庁	14	1	
建設局 100	一般公共海岸における占用の許 可	海岸法第 37 条の 4	支庁	14			1	
建設局 101	海岸保全区域における行為の許 可	海岸法第 8 条第 1 項	河川部指導調整課	27	建設事務所、支庁	14	1	
建設局 102	海岸保全区域における行為の許 可	海岸法第 8 条第 1 項	建設事務所、支庁	14			1	
建設局 103	一般公共海岸における行為の許 可	海岸法第 37 条の 5	河川部指導調整課	27	支庁	14	1	
建設局 104	一般公共海岸における行為の許 可	海岸法第 37 条の 5	支庁	14			1	

※「区分」1：法令を根拠とする許認可等窓口事務、2：条例等を根拠とする許認可等窓口事務、3：許認可等窓口事務以外の窓口事務

所 管 局	事 務 名	根 拠 法 令	処理機関	標準処理 期間 (日)	経由機関 又は 受付機関	経由日数 (標準処理期 間内の日数)	区分	備 考
建設局 105	海岸管理者以外の者が施行する 工事の承認	海岸法第 13 条第 1 項	河川部指導調整課	35	建設事務所、支庁	17	1	
建設局 106	公有土地水面についての使用又は 収益の許可	国有財産法第 18 条第 6 項、東京都公有土 地水面使用等規則第 3 条第 1 項	建設事務所、支庁	28			2	千川上水を除く。
建設局 107	公有土地水面についての使用又は 収益の許可	国有財産法第 18 条第 6 項、東京都公有土 地水面使用等規則第 3 条第 1 項	建設事務所	14			2	千川上水分
建設局 108	公有土地水面についての使用又は 収益の変更の許可	国有財産法第 18 条第 6 項、東京都公有土 地水面使用等規則第 3 条第 2 項	建設事務所、支庁	28			2	千川上水を除く。
建設局 109	公有土地水面についての使用又は 収益の変更の許可	国有財産法第 18 条第 6 項、東京都公有土 地水面使用等規則第 3 条第 2 項	建設事務所	14			2	千川上水分
建設局 110	公有土地水面についての使用又は 収益の更新の許可	国有財産法第 18 条第 6 項、東京都公有土 地水面使用等規則第 3 条第 3 項	建設事務所、支庁	14			2	
建設局 111	公有土地水面についての使用又は 収益の許可若しくは自費工事 の承認に基づく権利譲渡の承認	東京都公有土地水面使用等規則第 13 条第 1 項	建設事務所、支庁	14			2	
建設局 112	公有土地水面についての自費工 事の承認	東京都公有土地水面使用等規則第 4 条第 1 項	建設事務所、支庁	28			2	千川上水を除く。
建設局 113	公有土地水面についての自費工 事の承認	東京都公有土地水面使用等規則第 4 条第 1 項	建設事務所	14			2	千川上水分
建設局 114	公有土地水面についての使用又は 収益に係る使用料等の減免	東京都公有土地水面使用等規則第 3 条第 5 項	建設事務所、支庁	28			2	千川上水を除く。使用又 は収益の許可と併せて 行う。
建設局 115	公有土地水面についての使用又は 収益に係る使用料等の減免	東京都公有土地水面使用等規則第 3 条第 5 項	建設事務所	14			2	千川上水分。使用又は収 益の許可と併せて行う。
建設局 116	東京都公共基準点の使用承認	測量法第 44 条第 1 項、東京都公共基準点 使用要領	土木技術支援・人材育成センター	3			3	
港湾局 1	東京港視察船「新東京丸」利用の 受付		総務部総務課	1			3	
港湾局 2	しゅん功認可	公有水面埋立法第 22 条第 1 項	港湾経営部経営課、離島港湾部管 理課	30			1	
港湾局 3	しゅん功認可前の埋立地使用の 許可	公有水面埋立法第 23 条	港湾経営部経営課、離島港湾部管 理課	7			1	
港湾局 4	埋立地に関する処分の許可（昭和 49 年 3 月 18 日以前免許の埋立地）	（改正前）公有水面埋立法第 27 条第 1 項 及び第 28 条	港湾経営部経営課、離島港湾部管 理課	6			1	
港湾局 5	埋立地に関する処分の許可（昭和 49 年 3 月 19 日以降免許の埋立地 でしゅん功後 10 年以内）	公有水面埋立法第 27 条第 1 項	港湾経営部経営課、離島港湾部管 理課	70		60	1	国土交通省協議

所 管 局	事 務 名	根 拠 法 令	処理機関	標準処理 期間 (日)	経由機関 又は 受付機関	経由日数 (標準処理期 間内の日数)	区分	備 考
港湾局 6	埋立地の用途と異なる利用の許可(昭和49年3月18日以前免許の埋立地)		港湾経営部経営課、離島港湾部管理課	6			3	
港湾局 7	埋立地の用途と異なる利用の許可(昭和49年3月19日以降免許の埋立地でしゅん功後10年以内)	公有水面埋立法第29条第1項	港湾経営部経営課、離島港湾部管理課	70		60	1	国土交通省協議
港湾局 8	港湾区域内及び港湾隣接地域内の工事等の許可	港湾法第37条第1項	港湾経営部経営課、東京港管理事務所	20	東京港建設事務所		1	
港湾局 9	海岸保全区域の占用許可	海岸法第7条第1項	港湾経営部経営課	20	東京港建設事務所		1	
港湾局 10	海岸保全区域における行為の許可	海岸法第8条第1項	港湾経営部経営課	20	東京港建設事務所		1	
港湾局 11	海岸管理者以外の者の施行する工事の承認	海岸法第13条第1項	港湾経営部経営課	20	東京港建設事務所		1	
港湾局 12	許可事項の変更	東京都の管理する港湾の港湾区域及び港湾隣接地域における工事等の規制に関する規則第4条	港湾経営部経営課、東京港管理事務所	20	東京港建設事務所		2	
港湾局 13	占用料等の分納	東京都港湾区域及び港湾隣接地域占用料等徴収条例第2条	港湾経営部経営課、東京港管理事務所	6			2	
港湾局 14	許可事項及び承認事項の変更	東京都海岸法施行細則第6条	港湾経営部経営課	20	東京港建設事務所		2	
港湾局 15	占用料等の分納	東京都海岸占用料等徴収条例第2条	港湾経営部経営課	6			2	
港湾局 16	水域占用許可	港湾法第37条第1項第1号	東京港管理事務所	7			1	
港湾局 17	臨港道路の占用許可	東京都港湾管理条例第10条	東京港管理事務所	10			2	
港湾局 18	設備の設置許可	東京都港湾管理条例第7条第1項	東京港管理事務所	14			2	
港湾局 19	臨港道路の自費工事の承認	東京都港湾管理条例第11条第3項	東京港管理事務所	10			2	
港湾局 20	入港料の減免	東京都入港料条例第5条	東京港管理事務所	4			2	
港湾局 21	土地、建物又は設備の使用許可(東京ヘリポート)	東京都営空港条例第11条の2第1項、同条の3	東京港管理事務所	10			2	
港湾局 22	使用料の減免(東京ヘリポート)	東京都営空港条例第13条	東京港管理事務所	5			2	

※「区分」1:法令を根拠とする許認可等窓口事務、2:条例等を根拠とする許認可等窓口事務、3:許認可等窓口事務以外の窓口事務

所 管 局	事 務 名	根 拠 法 令	処理機関	標準処理 期間 (日)	経由機関 又は 受付機関	経由日数 (標準処理期 間内の日数)	区分	備 考
港湾局 23	制限区域内立入等許可（東京ヘリポート）	東京都営空港条例第10条	東京港管理事務所	5			2	
港湾局 24	制限区域内車両運転等許可（東京ヘリポート）	東京都営空港条例第9条	東京港管理事務所	5			2	
港湾局 25	港湾施設一般使用許可	東京都港湾管理条例第6条	東京港管理事務所	2			2	
港湾局 26	港湾施設定期使用許可	東京都港湾管理条例第6条	東京港管理事務所	10			2	
港湾局 27	都以外の者の海上公園施設の設置等の許可	東京都海上公園条例第10条第2項	東京港管理事務所	10			2	
港湾局 28	海上公園の占用許可（物件等を設ける場合）	東京都海上公園条例第19条第1項	東京港管理事務所	10			2	
港湾局 29	海上公園の占用許可事項の変更の許可	東京都海上公園条例第19条第2項	東京港管理事務所	10			2	
港湾局 30	海上公園の占用許可（物件等を設けない場合）	東京都海上公園条例第21条	東京港管理事務所	7			2	
港湾局 31	使用料等の還付	東京都海上公園条例第26条	東京港管理事務所	6			2	
港湾局 32	使用料等の減免	東京都海上公園条例第27条	東京港管理事務所	10			2	
港湾局 33	行為の制限の解除	東京都海上公園条例第17条	東京港管理事務所	14			2	
港湾局 34	制限重量超過許可（新規出願）	東京都営空港条例第5条第1項	調布飛行場管理事務所	7			2	
港湾局 35	土地、建物又は設備の使用許可（工作物の設置を伴う新規出願）	東京都営空港条例第11条の2第1項	調布飛行場管理事務所	12			2	
港湾局 36	使用料の減免（工作物の設置を伴う新規出願）	東京都営空港条例第13条	調布飛行場管理事務所	12			2	
港湾局 37	使用届出	東京都営空港条例第4条第1項	調布飛行場管理事務所	1			2	
港湾局 38	使用届出の変更届出	東京都営空港条例第4条第1項	調布飛行場管理事務所	1			2	
港湾局 39	運用時間外使用許可	東京都営空港条例第4条第2項	調布飛行場管理事務所	1			2	
港湾局 40	運用時間外使用許可変更許可	東京都営空港条例第4条第2項	調布飛行場管理事務所	1			2	
港湾局 41	制限重量超過許可	東京都営空港条例第5条第1項	調布飛行場管理事務所	1			2	

所 管 局	事 務 名	根 拠 法 令	処理機関	標準処理 期間 (日)	経由機関 又は 受付機関	経由日数 (標準処理期 間内の日数)	区分	備 考
港湾局 42	制限区域内車両運転等許可	東京都営空港条例第9条	調布飛行場管理事務所	7			2	
港湾局 43	制限区域内立入等許可	東京都営空港条例第10条第1項第2号	調布飛行場管理事務所	7			2	
港湾局 44	土地建物又は設備の使用許可	東京都営空港条例第11条の2第1項	調布飛行場管理事務所	10			2	
港湾局 45	土地建物又は設備の使用許可 (日額により使用料を算定する 駐車場)	東京都営空港条例第11条の2第1項	調布飛行場管理事務所	1			2	
港湾局 46	施設の設置等許可	東京都営空港条例第11条の3	調布飛行場管理事務所	12			2	
港湾局 47	使用料の減免	東京都営空港条例第13条	調布飛行場管理事務所	5			2	
港湾局 48	港湾区域内及び港湾隣接地域内の 工事等の許可(大島、三宅及び 八丈支庁における工作物の設置 を伴う新規出願)	港湾法第37条第1項	離島港湾部管理課	10	支庁		1	
港湾局 49	海岸保全区域の占用許可(大島、 三宅及び八丈支庁における施設 又は工作物の設置を伴う新規出 願)	海岸法第7条	離島港湾部管理課	10	支庁		1	
港湾局 50	海岸保全区域における行為の許 可(大島、三宅及び八丈支庁にお ける施設等の設置を伴う新規出 願)	海岸法第8条第1項	離島港湾部管理課	10	支庁		1	
港湾局 51	海岸管理者以外の者の施行する 工事の承認(島しょ)	海岸法第13条第1項	離島港湾部管理課	10	支庁		1	
港湾局 52	許可事項及び承認事項の変更(大 島、三宅及び八丈支庁における施 設等の設置を伴うもの)	東京都海岸法施行細則第6条	離島港湾部管理課	10	支庁		2	
港湾局 53	漁港区域内の水域又は公共空地 における行為の許可(大島、三宅 及び八丈支庁における新規出願)	漁港漁場整備法第39条第1項	離島港湾部管理課	10	支庁		1	
港湾局 54	許可事項の変更(大島、三宅及び 八丈支庁における工作物の設置 を伴うもの)	東京都の管理する港湾の港湾区域及び港 湾隣接地域における工事等の規制に関す る規則第4条	離島港湾部管理課	10	支庁		2	
港湾局 55	許可事項等の変更	東京都漁港漁場整備法施行細則第4条	離島港湾部管理課	10	支庁		2	

※「区分」1:法令を根拠とする許認可等窓口事務、2:条例等を根拠とする許認可等窓口事務、3:許認可等窓口事務以外の窓口事務

所 管 局	事 務 名	根 拠 法 令	処理機関	標準処理 期間 (日)	経由機関 又は 受付機関	経由日数 (標準処理期 間内の日数)	区分	備 考
港湾局 56	土砂採取料、占用料の減免(大島、三宅及び八丈支庁における新規出願)	東京都漁港管理条例第12条第2項	離島港湾部管理課	10	支庁		2	
港湾局 57	危険物等荷役許可	東京都漁港管理条例第5条第2項	離島港湾部管理課	10	支庁		2	
港湾局 58	陸揚げ等の指定区域内における停けい泊許可	東京都漁港管理条例第7条第3項	離島港湾部管理課	10	支庁		2	
港湾局 59	占用の許可等(大島、三宅及び八丈支庁における工作物の設置を伴う新規出願)	東京都漁港管理条例第9条第1項	離島港湾部管理課	10	支庁		2	
港湾局 60	港湾施設使用許可(大島、三宅及び八丈支庁における工作物の設置を伴う新規出願)	東京都港湾管理条例第6条	離島港湾部管理課	10	支庁		2	
港湾局 61	工作物の設置許可(大島、三宅及び八丈支庁における工作物の設置を伴う新規出願)	東京都港湾管理条例第7条第1項、第2項	離島港湾部管理課	10	支庁		2	
港湾局 62	使用料等の減免(大島、三宅及び八丈支庁における新規出願)	東京都港湾管理条例第20条	離島港湾部管理課	10	支庁		2	

東京都交通局窓口事務に係る標準処理期間に関する要綱

	平成 6 年	9 月 3 0 日
交 通 局 公 告		
改 正	平成 7 年	2 月 9 日
	平成 7 年	3 月 3 0 日
	平成 9 年	7 月 1 0 日
	平成 1 0 年	4 月 1 日
	平成 1 1 年	3 月 3 1 日
	平成 1 2 年	3 月 3 1 日
	平成 1 4 年	5 月 3 0 日
	平成 1 6 年	9 月 3 0 日
	平成 1 7 年	1 1 月 2 5 日
	平成 2 0 年	6 月 1 7 日
	平成 2 2 年	7 月 1 6 日
	平成 2 5 年	9 月 2 0 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、窓口事務に係る標準処理期間を定め、事務処理の迅速かつ適正な執行を確保することによって、行政運営における公正の確保及び透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が都民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、都民の利便性の向上に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 許認可等窓口事務 申請（法令及び条例等に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。）に基づいて処理する窓口事務をいう。
- (2) 標準処理期間 窓口事務の処理に通常必要とする期間をいう。

- (3) 処理機関 窓口事務を処理する機関をいう。
- (4) 経由機関 法令及び条例等により申請の提出先が処理機関と異なる機関に定められている場合の当該機関をいう。
- (5) 経由日数 申請が経由機関の事務所に到達してから処理機関の事務所に到達するまでに通常必要とする日数をいう。
- (6) 受付機関 許認可等窓口事務以外の窓口事務に係る書類等の提出先が処理機関と異なる機関に定められている場合の当該機関をいう。

(標準処理期間)

第 3 条 標準処理期間は、別表に定めるとおりとする。

(標準処理期間の算定)

第 4 条 標準処理期間は、申請その他の窓口事務に係る書類等を提出する行為（以下「申請等」という。）が処理機関（経由機関又は受付機関がある場合は、当該機関）の事務所に到達した日（期間を定めて申請等を受け付ける場合は、当該申請等の期間の締切日）から起算して当該処理機関が申請等をした者に対して通知等を行う日までの日数とする。

- 2 標準処理期間は、法令、条例等により定められている国、他の地方公共団体等関係機関への協議及び照会並びに審議会、審査会等における審議、審査等に必要とする日数を含むものとする。
- 3 次に掲げる期間は、標準処理期間に算入しないものとする。
 - (1) 東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第 1 0 号）第 1 条に定める休日の日数
 - (2) 申請等の形式上の要件に係る不備等の理由による補正に必要な書類等の追加に必要とする日数

(処理機関の責務)

第 5 条 処理機関は、その窓口事務について、別表に定められた標準処理期間内に処理するよう努めるものとする。

- 2 処理機関は、窓口事務の処理に際し、申請者の求めがあったときは、必要な情報を提供するよう努めるものとする。

所 管 局	事 務 名	根 拠 法 令	処理機関	標準処理 期間 (日)	経由機関 又は 受付機関	経由日数 (標準処理期 間内の日数)	区分	備 考
交通局 1	行政財産の使用許可	地方自治法第238条の4第7項	資産運用部資産活用課及び事業 開発課	45			1	審査及び委員会付議
交通局 2	公文書の開示請求	東京都情報公開条例第5条	総務部お客様サービス課	14			2	条例第12条で処理期間 を規定(翌日から起算 し、土・日を含む。)
交通局 3	保有個人情報の開示請求	東京都個人情報の保護に関する条例第12 条第1項	総務部お客様サービス課	14			2	条例第14条で処理期間 を規定(翌日から起算 し、土・日を含む。)
交通局 4	保有個人情報の訂正請求	東京都個人情報の保護に関する条例第18 条第1項	総務部お客様サービス課	30			2	条例第20条で処理期間 を規定(翌日から起算 し、土・日を含む。)
交通局 5	保有個人情報の利用停止請求	東京都個人情報の保護に関する条例第21 条の3第1項	総務部お客様サービス課	30			2	条例第21条の6で処理期 間を規定(翌日から起算 し、土・日を含む。)
交通局 6	通学定期乗車券発行学校の認定	東京都電車条例施行規程第6条、東京都乗 合自動車条例施行規程第6条、東京都地下 高速電車旅客営業規程第11条、東京都日 暮里・舎人ライナー条例施行規程第13条	総務部総務課	7			3	
交通局 7	工事実績等の証明	東京都事務手数料条例第2条	総務部総務課	7			3	
交通局 8	実習用通学定期乗車券の発売承 認	東京都地下高速電車旅客営業取扱要綱第 81条ほか	電車部営業課	10			3	
交通局 9	移転資金の融資あっせん	東京都交通局所管の事業の施行に伴う移 転資金融資あっせん規程第5条	建設工務部管理課	10			3	

東京都水道局窓口事務に係る標準処理期間に関する要綱

平成6年9月30日
水道局公告
改正 平成7年3月30日
平成8年3月29日
平成9年7月10日
平成10年4月1日
平成11年3月31日
平成12年3月31日
平成14年6月27日
平成15年5月30日
平成16年9月30日
平成18年6月1日
平成19年5月31日
平成20年6月17日
平成22年7月16日
平成27年9月18日

(目的)

第1条 この要綱は、窓口事務に係る標準処理期間を定め、事務処理の迅速かつ適正な執行を確保することによって、行政運営における公正の確保及び透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が都民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、都民の利便性の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 許認可等窓口事務 申請（法令及び条例等に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。）に基づいて処理する窓口事務をいう。
- (2) 標準処理期間 窓口事務の処理に通常要する期間をいう。
- (3) 処理機関 窓口事務を処理する部課（東京都水道局分課規程（昭

和27年東京都水道局管理規程第5号。以下「分課規程」という。）第1条第1項に規定する各部課をいう。）又は事業機関（分課規程第5条に規定する事業機関をいう。）をいう。

- (4) 経由機関 法令及び条例等により申請の提出先が処理機関と異なる機関に定められている場合の当該機関をいう。
- (5) 経由日数 申請が経由機関の事務所に到達してから処理機関の事務所に到達するまでに通常要する日数をいう。
- (6) 受付機関 許認可等窓口事務以外の窓口事務に係る書類等の提出先が処理機関と異なる機関に定められている場合の当該機関をいう。

(標準処理期間)

第3条 標準処理期間は、別表に定めるとおりとする。

(標準処理期間の算定)

第4条 標準処理期間は、申請その他の窓口事務に係る書類等を提出する行為（以下「申請等」という。）が処理機関（経由機関又は受付機関がある場合は、当該機関）の事務所に到達した日（期間を定めて申請等を受け付ける場合は、当該申請等の期間の締切日）から起算して当該処理機関が申請等をした者に対して通知等を行う日までの日数とする。

- 2 標準処理期間は、法令、条例等により定められている国、他の地方公共団体等関係機関への協議及び照会並びに審議会、審査会等における審議、審査等に要する日数を含むものとする。
- 3 次に掲げる期間は、標準処理期間に算入しないものとする。
 - (1) 東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）第1条に定める休日の日数
 - (2) 申請等の形式上の要件に係る不備等の理由による補正に必要な書類等の追加に要する日数

(処理機関の責務)

第5条 処理機関は、その窓口事務について、別表に定められた標準処理期間内に処理するよう努めるものとする。

- 2 処理機関は、窓口事務の処理に際し、申請者の求めがあったときは、必要な情報を提供するよう努めるものとする。

所 管 局	事 務 名	根 拠 法 令	処理機関	標準処理 期間 (日)	経由機関 又は 受付機関	経由日数 (標準処理期 間内の日数)	区分	備 考
水道局 1	行政財産の使用許可（建物）	地方自治法第238条の4第7項	経理部管理課	60			1	審査及び委員会付議
水道局 2	行政財産の使用許可（土地）	地方自治法第238条の4第7項	経理部管理課	60			1	審査及び委員会付議
水道局 3	行政財産の使用料の減免（建物）	東京都水道局固定資産規程第40条	経理部管理課	60			2	審査及び委員会付議
水道局 4	行政財産の使用料の減免（土地）	東京都水道局固定資産規程第40条	経理部管理課	60			2	審査及び委員会付議
水道局 5	公文書の開示及び公文書の任意的な開示	東京都情報公開条例第5条	サービス推進部広報サービス課	14			2	条例第12条で処理期間を規定（翌日から起算し、土・日を含む。）
水道局 6	保有個人情報の開示請求	東京都個人情報の保護に関する条例第12条第1項	サービス推進部広報サービス課	14			2	条例第14条で処理期間を規定（翌日から起算し、土・日を含む。）
水道局 7	保有個人情報の訂正請求	東京都個人情報の保護に関する条例第18条第1項	サービス推進部広報サービス課	30			2	条例第20条で処理期間を規定（翌日から起算し、土・日を含む。）
水道局 8	給水装置の新設・口径変更に係る申込みに対する承認（承認事項の変更の承認を含む。）	東京都給水条例第4条第1項	支所、給水管理事務所、給水事務所	3			2	
水道局 9	給水装置の新設・口径変更に係る申込みに対する承認（承認事項の変更の承認を含む。）	東京都工業用水道条例第7条の2第1項	支所	3			2	
水道局 10	給水装置工事完了後の届出	東京都給水条例第4条第2項	支所、給水管理事務所、給水事務所	20			3	
水道局 11	給水装置工事完了後の届出	東京都工業用水道条例第7条の2第2項	支所	20			3	
水道局 12	東京都指定給水装置工事事業者の指定	東京都給水条例第6条	給水部給水課	30			2	
水道局 13	東京都指定給水装置工事事業者の指定事業者証の交付（再交付を含む。）	東京都給水条例第6条の2	給水部給水課	1			2	
水道局 14	東京都指定給水装置工事事業者に係る諸届（事業所の名称等の変更、事業の廃止・休止・再開）	東京都指定給水装置工事事業者規程第8条第1項	給水部給水課	1			3	
水道局 15	基本水量の変更の承諾	東京都工業用水道条例第7条第1項	浄水部管理課	20			2	
水道局 16	給水装置工事の設計審査及び工事検査	東京都給水条例第6条第2項	支所、給水管理事務所、給水事務所	20			2	
水道局 17	給水装置工事の設計審査及び工事検査	東京都工業用水道条例第8条第2項	支所	20			2	